

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 4 年 7 月 29 日

佐賀県収用委員会会長 江 崎 匡 慶

- 1 起業者の名称 佐賀県
- 2 事業の種類 一般国道 204 号改築工事（唐房バイパス・佐賀県唐津市浦字
門前地内）
- 3 裁決手続開始の決定事項
 - (1) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

ア 収用の部分

土地の所在：唐津市浦字門前地内

地番	地目		地積 (㎡)		決定した土地の 区域の地積(㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
5236 番 2	畑	宅地	129.00	129.25	80.37

イ 使用の部分

土地の所在：唐津市浦字門前地内

地番	地目		地積 (㎡)		決定した土地の 区域の地積(㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
5236 番 2	畑	宅地	129.00	129.25	5.69

ウ 使用の方法及び期間

土地の所在：唐津市浦字門前地内

地番	使用の方法	目的	使用の面積 (㎡)	使用の期間
5236 番 2	地表（床掘） の一時使用	土留擁壁構 造のための 床掘工事	5.69	権利取得の日 から 3 カ月

(注) 決定した土地の区域は、当該土地の一部であり、その区域は別図の
5236 番 2（収用地）のとおりである。（別図は省略し、その図面を佐賀
県収用委員会に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 土地所有者の氏名及び住所

登記名義人 (亡) 中村 満之助

上記相続人

地番	氏名及び住所	持分
5236 番 2	中村 重徳 福岡県福岡市早良区重留一丁目 5 番 6 -205 号	持分 124 分の 3

(3) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

仮登記 登記名義人 (亡) 山口 カズエ (戸籍上氏名: 山口 カズエ)

上記相続人

地番	氏名及び住所	持分
5236 番 2	中村 重徳 福岡県福岡市早良区重留一丁目 5 番 6 -205 号	持分 20 分の 1
	濱口 三矢子 福岡県福岡市博多区板付五丁目 12 番 5 -206 号 ノーブル 22	持分 15 分の 1
	山口 啓香 愛知県一宮市奥町字芝原 29 番地 5	持分 15 分の 1
	中村 信吾 佐賀市木原三丁目 5 番 14 号	持分 15 分の 1
	中村 庭子 唐津市山本 1558 番地 3	持分 5 分の 1
	中村 ちづる 唐津市桜町 884 番地 43	持分 10 分の 1
	中村 珠美 唐津市桜町 884 番地 43	持分 20 分の 1
	中村 重美 唐津市材木町 2077 番地 1	持分 5 分の 1
	中山 尚美 福岡県福岡市東区唐原四丁目 6 番 36- 301 号 サンヒルズ唐原	持分 10 分の 1
	後田 真紀 唐津市浜玉町横田上 1234 番地 6	持分 10 分の 1

土地賃借権者及び物件所有者

地番	氏名及び住所	権利等の種類
5236 番 2	九州電力送配電株式会社 代表取締役社長 廣渡 健 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 82 号	土地賃借権者 兼物件所有者
	唐津市 唐津市長 峰 達郎 唐津市西城内 1 番 1 号	物件所有者
	西日本電信電話株式会社 代表取締役社長 小林 充佳 大阪府大阪市都島区東野田町四丁目 15 番 82 号	物件所有者

4 裁決手続の開始を決定した年月日

令和 4 年 7 月 12 日